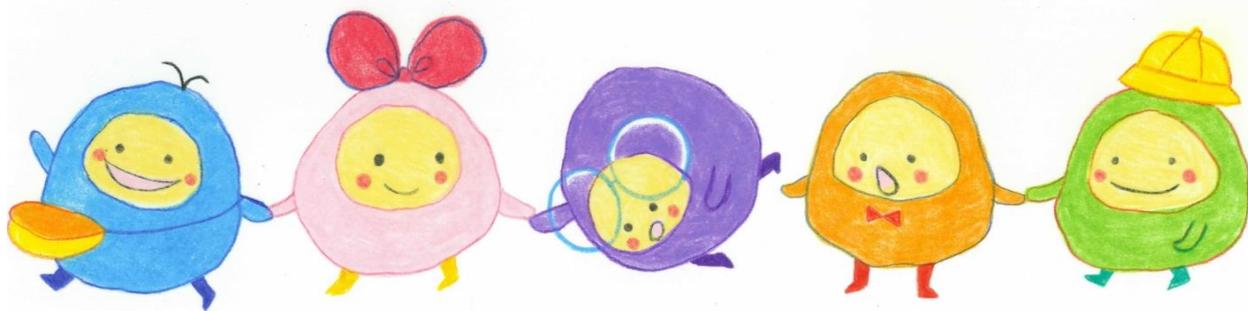


未就学児通園(医療型児童発達支援センター)

えぶりキッズのご案内



千葉県千葉リハビリテーションセンター
総合療育センター

千葉県千葉市緑区誉田町1-45-2

☎043-291-1831 (代表)

1 未就学児通園えぶりキッズの概要 p 1～p 3

- 1) 目的
- 2) 対象
- 3) 療育形態・療育内容
- 4) 実施日と時間
- 5) 日課
- 6) 主な年間行事
- 7) 定員
- 8) 実施場所
- 9) 送迎
- 10) 職員の体制
- 11) 昼食
- 12) 費用について
- 13) 療育相談



2 通所を利用するにあたって p 3～p 5

- 1) 利用の流れ
- 2) 個別支援計画
- 3) 提出書類
- 4) 持ち物
- 5) 連絡ノート
- 6) 通園前の健康チェック
- 7) 欠席の連絡
- 8) 緊急連絡先

3 外来診療について p 5

- 1) 外来受診について
- 2) 通園参加中の医療処置について
- 3) 薬の処方について
- 4) 外来訓練について
- 5) 摂食機能療法について
- 6) 他病院の受診について

4 その他 p 6

- 1) 苦情解決・第三者機関
- 2) 個人情報
- 3) 実習生の受け入れ



1 未就学児通園えぶりキッズの概要

1) 目的

障害が重度などの理由で居住地の通園施設に通えないお子さんに、集団遊びや個別訓練などの療育の機会を提供し成長発達を促します。

また、ご家族の子育てを支援し、家族同士の交流を深めます。地域の関係機関とも連携を図り、居住地の通園施設や学校に通えるように支援します。

2) 対象

障害が重度などの理由で、居住地の通園施設に通えない未就学児とそのご家族です。

3) 療育形態・療育内容

療育の専門職員が、親子で楽しめる遊びを中心にした集団療育を行います。

また、作業療法士による摂食指導や理学療法士による姿勢援助や呼吸ケア等の支援も行います。 ※原則、親子通園ですが親子分離保育も実施します。

4) 実施日と時間…月・火・水・金（医療型）、木（福祉型）10：00～14：00

月曜日 こあらグループ

火曜日 うさぎグループ

水曜日 ぱんだグループ

木曜日 おひさまグループ

金曜日 ひよこグループ



5) 1日の日課

午前	10：00～10：30	登園
	10：30～10：45	健康チェック ♥元気だったかな 朝の会 ※みんなでおはよう
	10：45～12：00	療育活動 一緒に遊ぼう
午後	12：00～13：00	昼食(給食) 摂食指導を行います。
	13：00～13：45	歯磨き・休息 ゆっくりタイム ご家族の昼食時間
	13：45～14：00	帰りの会 楽しかった！
	14：00	帰園 (^_^)~

6) 主な年間行事

保護者懇談会、親子運動会、遠足、クリスマス会、修了式

7) 定員 1日概ね5組の親子

8) 実施場所

千葉リハビリテーションセンター 1階 保育室

9) 送迎

ご家族による自主送迎をお願いしています。
※当センターによる送迎サービスはありません。



10) 職員の体制

保育士、看護師、社会福祉士、理学療法士、作業療法士、心理師、医師

11) 昼食

お子様に提供します。(1食290円) ※ご家族は持参してください。
ペースト・ムース・普通等お子様の食形態に合わせて提供します。

12) 費用について

医療型児童発達支援の福祉サービス部分の利用者負担額と外来医療費の一部負担額をお支払いいただきます。負担上限額は所得や健康保険の種類に応じて決まります。請求書は、毎月末に締め、翌月中にお渡しします。請求書を受け取ってから2週間以内に会計窓口でお支払ください。銀行引き落としも可能ですので、ご相談ください。

	基本負担額A	負担上限額B	利用者負担額
1, 福祉部分利用者負担額 (重症心身障害児) (障害児)	493円/日 385円/日	/月	円/月 1ヶ月で算定し、 AとBで少ない額
食事提供加算Ⅰ 食事提供加算Ⅱ	30円/日 40円/日		
2, 医療部分利用者負担額	外来医療費の1割	/月	円/月 1ヶ月で算定し、 AとBで少ない額
3, 食費負担額	290円/食 または 610円/食	円 /月	円/月 1ヶ月で算定し、 AとBで少ない額
合計			円/月

※満3歳になって初めての4月1日から3年間は、幼保無償化の対象期間となりますので、食費のみご請求させていただきます。

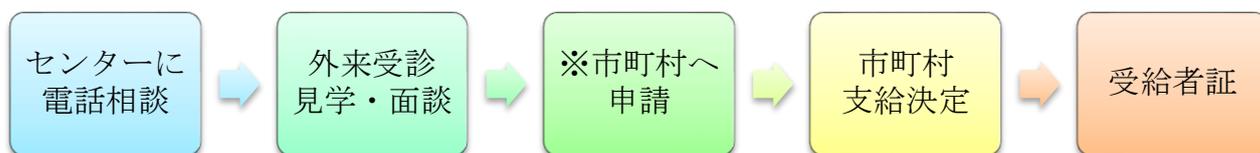
13) 療育相談

必要に応じて、面談や家庭訪問、地域の通園施設の訪問等も実施します。
育児に対する悩みやご相談がありましたら、遠慮なく職員に声をかけて下さい。

2 通所を利用するにあたって

1) 利用の流れ

通園のご利用を希望される方は、当センターに電話にてご相談の上、外来受診および見学・面接にお越しいただきます。ご家族がお住まいの市町村障害福祉担当課に利用申請を提出していただくと、市町村より利用決定が通知され、受給者証が送付されます。



※利用申請の際、障害児支援利用計画の作成・提出が必要となりました。

2) 個別支援計画

ご利用にあたり、当センターソーシャルワーカーがご家族と個別面談を行い、個別支援計画を作成します。ご家族から同意を得て、個別支援計画に基づき個々のニーズに応じた療育活動をご提供します。

3) 提出書類

- 健康保険証・受給者証（コピーさせていただきます。）
- 身体障害者手帳・療育手帳（コピーさせていただきます。）
- 日常生活情報用紙
- 利用者情報用紙
- 通所サービス利用に関わる情報提供についての同意書
- 利用者の写真・ビデオ撮影、掲載等についての同意書



4) 持ち物

- ・持ち物には全てお名前を明記してください。
- ・高価な物、危険な物はお持ちにならないでください。

①受給者証

②健康保険証（毎月、月初めに受付にて健康保険証の提示をお願いします。）

③受診券・診察券

④印鑑

⑤衣類

⑥内服薬（通園中に必要な方はお持ちください。）

⑦医療機器（呼吸器、吸引機等ご使用されているもの。）

⑧補装具類（バギー、車椅子、装具等必要に応じて）

⑨特殊な食器（本人用コップ、マグマグ、スプーン等）

⑩歯ブラシ・コップ

⑪オムツ（1日300円にてご購入いただけます。）



5) 連絡ノート

ファイルに挟んだ所定の用紙に、ご家庭での様子を記載してお持ちください。
帰園時に職員からのコメントを記載しお渡しします。

6) 通園前の健康チェックについて

通園前に、ご自宅で検温等の健康チェックをお願いします。健康状態の良くない日は、無理をせずお休みしてください。登園の際は、センター2階で訓練前診察を受けてからお越しください。

7) 欠席の連絡

- ①通園当日の欠席連絡は電話で朝8時30分～9時30分の間に、
下記総合療育センター 療育支援部 通園科までお願いします。

電話番号 043-291-1831

（総合療育センター 療育支援部：通園科 内線175）

Fax 番号 043-291-1853

- ②事前に欠席がわかっている場合は、登園予定表または電話、Faxにてお知らせください。

③欠席時対応加算

登園予定日の当日、前日、前々日に欠席のご連絡があった場合に、月に4回まで算定させていただきます。1回あたりのご本人負担は94円となります。

8) 緊急連絡先について

ご自宅の電話番号、ご家族の携帯番号、緊急時のためのメールアドレスをお知らせください。

3 外来診療について

1) 外来受診について

通園を利用される日は、外来受診扱いとなり、小児科再診療及び、実施された医療処置およびリハ訓練を保険請求させていただきます。

なお、通園日が外来受診日と重なった時は予約時間、診療科を担当者にお知らせください。

2) 通園参加中の医療処置について

通園参加中の医療処置については、

①酸素、注入、呼吸器が必要な方は在宅指導管理料

②上記以外の方の医療処置は外来処置料を保険請求させていただきます。



3) 薬の処方について

通園中の内服薬等はその都度ご持参ください。お預かりはいたしません。

お薬の処方が必要な場合は、担当看護師にお知らせください。

処方箋を用意いたします。

4) 外来訓練について

通園事業における訓練は、外来訓練扱いになります。



5) 摂食機能療法について

摂食・嚥下機能障害にあるお子さんに対して、看護師、または歯科衛生士、訓練士が外来訓練扱いにて、摂食機能療法を行います。

6) 他病院の受診について

通園参加中に他病院を受診する場合は、事前に担当までお知らせください。

4 その他

1) 苦情解決・第三者機関

通園事業における苦情やご相談は苦情受付窓口にて承ります。

また、苦情解決のため、第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。

2) 個人情報

お子さんの地域生活を支援していくために、ご家族の同意のもと、地域の支援機関や医療機関、学校等に必要最低限の情報を提供する場合があります。

3) 見学・実習生の受け入れ

各専門職種養成校の実習生を受け入れています。学生が療育の現場で実習を行う場合がありますので、ご了承ください。

作成 平成28年4月7日

改訂 令和3年4月1日

